

別 紙

H13. 11. 26 高知県部落解放運動連合会との話し合い項目に対する考え方

<申入れ項目>

1 県政の民主的改革の徹底について。

(申入れの趣旨)

県は、地対財特法の期限切れや、やみ融資事件の反省を踏まえ、公正な行政を目指した民主化を進めている。この改革については、全解連も基本的に評価しており、部落問題の解決にも寄与すると期待しているので、今後も、県行政全般にわたる見直しを更に進めてほしい。

具体的には「解同」人事の一掃、県が決めた「確認学習会」への不参加方針の徹底、真の主体性の確立、職員の意識改革の徹底などを求める。

<県の考え方>

県の融資等をめぐる一連の問題では、特定の個人や団体と県政との間にあった不透明な関係が、組織としての判断の主体性を失わせ、政策決定上の過ちにつながったという指摘がされ、県政に対する県民の不信を招くこととなりました。

このことを重く受け止めまして、部局長等で構成する庁議や、副部長等で構成する調整会議において、県政の改革を進め、県民の信頼を確保するために議論を重ね、9月には、県政改革に向けての決意を取りまとめました。

その中で、今回の事案は、これを特異な事例として片づけるのではなく、

- ① 特定の個人や団体との摩擦を過度に避け、万事に波風を立てないで事を収めるといったことを評価する風潮があったこと
 - ② 報告・連絡・相談が徹底されず、組織としての機能が十分に発揮されなかったこと
 - ③ 情報公開に対する認識が不十分であったこと
- など、県庁という組織に今なお潜んでいる体質的な問題から生じたこととしてとらえる必要があるとし、

今後は、

- ① 特定の個人や団体などへの毅然とした対応を評価する。
- ② 外部との話し合いをオープンにする取組みを推進する。
- ③ 課題意識を持ち行動する職員を養成する。
- ④ 庁内の情報共有を徹底し、多面的な議論を確保する。
- ⑤ 意思形成の過程を県民に明らかにする。
- ⑥ 情報公開を徹底する。

の基本的な考え方の下に、全力で県政改革に取り組んでいくこととしております。

<申入れ項目>

2 残された部落差別をどう解消するか、その方策について。

(申入れの趣旨)

県が、同和地区や同和関係者に対象を限定した特別対策については、本年度末をもって明確に終了するとしている点は良いが、差別意識は薄らいでおり、また、行政の役割は、社会教育法が規定している、環境の醸成に限定すべきものであると考えている。

部落差別が残されているという点においては、県と考え方が一致しているが、問題はそれがひどいのか、そうでないのかという認識の問題であり、差別は残ってはいるが、少なくなっているという捉え方が必要である。

同対審答申が最も重視した結婚問題は、20歳代、30歳代では70数パーセントの通婚率にまで達している。

<県の考え方>

差別意識の問題につきましては、以前に比べれば、一定、薄らいではいるものの、本県でも、依然として結婚に関する差別の事例がございますし、差別発言や差別落書きの発生があとを断たないほか、最近では、差別用語を使用した書簡が多数出回るなど、高知県にとりまして、同和問題は、人権問題の大きな柱の一つだと考えております。このため、今後は、同和問題について、県民の正しい理解が得られ、様々な人権問題について、差別や偏見がなくなり、真に人権が尊重される社会が実現できるよう、県民の人権意識を把握しながら、「人権教育のための国連10年」高知県行動計画や高知県人権施策基本方針等に基づきまして、広く県民への啓発に取り組んでまいります。

併せまして、個別の差別事象につきましても、必要な対応をしてまいります。その場合、関係者の人権に十分な配慮をしてまいります。